

平成25年度

財政状況の公表

(3月末現在)

町では、みなさんに納めていただいた税金などがどのように使われ、町の財政がどのように運営されているか、地方自治法に基づき年2回財政状況を公表しています。

今回は、平成26年3月末現在の予算執行状況をお知らせします。平成25年度会計は、5月末まで(出納整理期間)に整理し最終の決算となります。

一般会計

平成25年度一般会計の予算額は、当初39億3,000万円です。スタートし、これまでの補正額9,213万円と24年度からの繰越額7,279万円を追加し、40億9,492万円となっています。

この予算額に対して、歳入では35億7,203万円(予算額の87.2%)が収入済で、歳出では31億1,046万円(同76.0%)が支出済となっています。

ほかの会計については、表のとおりです。

一般会計

歳入	収入額 35億7,203万円	執行率(87.2%)
	予算額 40億9,492万円	

は収入額 は予算額

町税	20億4,521万円 19億8,214万円	(103.2%)
地方交付税	5億7,406万円 5億7,263万円	(100.2%)
国庫支出金	2億1,149万円 2億6,724万円	(79.1%)
県支出金	8,402万円 1億9,371万円	(43.4%)
繰入金	147万円 4,218万円	(3.5%)
繰越金	3億5,173万円 3億5,173万円	(100.0%)
町債	450万円 3億1,860万円	(1.4%)
その他	2億9,955万円 3億6,669万円	(81.7%)

*歳入・歳出の並びは、上半期財政状況の公表(広報ごか2013年11月号)と同じに表示されています。

歳出	支出額 31億1,046万円	執行率(76.0%)
	予算額 40億9,492万円	

は支出額 は予算額

総務費	4億482万円 4億7,692万円	(84.9%)
民生費	7億1,412万円 11億3,367万円	(63.0%)
衛生費	3億7,885万円 3億9,924万円	(94.9%)
農林水産業費	1億5,059万円 2億8,407万円	(53.0%)
土木費	2億1,425万円 4億4,130万円	(48.5%)
教育費	2億9,678万円 3億6,241万円	(81.9%)
公債費	4億7,326万円 4億9,809万円	(95.0%)
その他	4億7,779万円 4億9,922万円	(95.7%)

企業会計

会計	区分	収益事業			資本事業		
		予算額	執行額	執行率	予算額	執行額	執行率
水道事業	歳入	4億1,058万円	4億2,690万円	104.0%	9,126万円	9,216万円	101.0%
	歳出	4億1,055万円	3億9,966万円	97.3%	3億2,696万円	3億2,034万円	98.0%

特別会計

会計	予算額	区分	執行額	執行率
国民健康保険	11億8,284万円	歳入	9億9,821万円	84.4%
		歳出	10億6,700万円	90.2%
後期高齢者医療	1億4,878万円	歳入	6,589万円	44.3%
		歳出	1億4,200万円	95.4%
介護保険	6億4,531万円	歳入	4億9,044万円	76.0%
		歳出	5億6,896万円	88.2%
公共下水道事業	3億5,075万円	歳入	9,782万円	27.9%
		歳出	3億3,033万円	94.2%
農業集落排水事業	1億7,003万円	歳入	4,345万円	25.6%
		歳出	1億5,575万円	91.6%

町債の状況

(3月末現在)

一般会計	35億9,629万円
特別会計	41億9,799万円
企業会計	26億2,283万円
合計	104億1,711万円

町有財産の状況

(3月末現在)

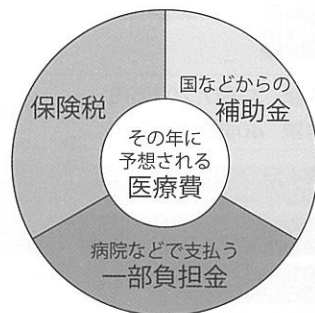
土地	363,824㎡	建物	35,073㎡
			
車両	46台 (特殊車両、バス等含む)	基金	21億8,746万円
			

国民健康保険について

職場の健康保険や後期高齢者医療保険制度加入者、生活保護を受けている人以外は、すべての人が国民健康保険の加入者（被保険者）となります。

国民健康保険は、病気やケガに備えて加入者のみなさんが保険税を出し合う相互扶助の制度です。国保税の納付にご協力をお願いいたします。

なお、本年度の納税通知書の発送は7月中旬を予定しております。第1期の納期限は7月31日(木)ですので、納め忘れにご注意ください。



国保税の納税義務者は世帯主の方です。世帯主の方が国保以外の健康保険に加入している場合でも、世帯の中に国保の加入者が1人でもいれば、納税義務者（擬制世帯主）となります。

国民健康保険税について

○保険税額の決め方

その年に必要となる医療費を予測し、そこからみなさんが医療機関で支払う自己負担金と、国などからの補助金を差し引いた金額が国保税の総額となります。国保税の税率は市区町村ごとに定められ、一世帯ごとの保険税が算定されます。

国民健康保険税の計算方法

医療分（下表①）、後期高齢者支援分（下表②）及び介護分（下表③）を計算し、合計したものが世帯の1年間（4月から翌年3月まで）の国保税となります。年の途中で加入した場合、その月数に応じて月割計算されます。

なお、医療分と後期高齢者支援分は加入者全員に、また、介護分は4歳から64歳までの加入者に課税されます。

平成26年度の税率と賦課限度額

	医療分①	後期高齢者支援分②	介護分③ (40歳から64歳)
所得割 (加入者の前年の所得に応じて計算)	7.8%	2.0%	1.3%
資産割 (加入者の固定資産税額に応じて計算)	30.0%	8.0%	7.0%
均等割 (1人当り)	20,000円	5,000円	7,000円
平等割 (1世帯当り)	20,000円	6,000円	6,000円
賦課限度額	510,000円	160,000円	140,000円

国民健康保険税の軽減について

○均等割・平等割の軽減
国保加入世帯の所得額に応じて、税額の軽減措置があります。税額の軽減は、国保税のうち加入者数に応じてかかる均等割と加入世帯にかかる平等割が対象となります。

【対象者】
また、この軽減を受けるための手続きは不要ですが、世帯被保険者のうち、税法上の被扶養者を除いて、町に前年中の所得情報の無い方（所得未申告者）がいる場合、国保税の正確な算定や軽減の判定ができませんので、ご注意ください。

軽減判定の基準

軽減割合	基準となる所得金額（擬制世帯主を含む世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者の所得の合計額）
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円+(24.5万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数)以下
2割軽減	33万円+(45万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数)以下

※擬制世帯主：国保の被保険者の属する世帯で、その世帯主が国保に加入していない場合であっても、国保税の納税義務者は世帯主となり、擬制世帯主といえます。
※特定同一世帯所属者：国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。ただし、後期高齢者医療の被保険者となった時点の世帯主に変更があった場合は、特定同一世帯所属者ではなくなります。

○倒産、解雇等により離職された方の軽減
会社の倒産や解雇等により離職された方（非自発的失業者）に対し、国保税の軽減制度があります。

【対象者】
次の理由により失業給付を受けられる方
雇用保険の特定受給資格者
：倒産、解雇等による離職
雇用保険の特定理由離職者
：雇止めなどによる離職
【軽減内容】
国保税のうち、所得割の算定について、前年の給与所得を100分の30とみなす
高額療養費等の所得区分判定も同様となる

国民健康保険税の納め方

○普通徴収
現金または口座振替により納付いただきます。（納期は8期あります。）
○特別徴収（年金からの天引き）
特別徴収対象被保険者（注1）

なお、他の健康保険への加入等により国保を脱退すると、本軽減の対象外となります。

【申請】
場 所 町民税務課②窓口
持参するもの
印鑑、被保険者証、公共職業安定所（ハローワーク）で発行する雇用保険受給者証

の年金の支払時に、国保税を差し引かせていただきます。(申し出により口座振替に変更することができません。)

- ① 特別徴収対象者の要件(注1) 世帯主が国保の被保険者。
- ② 世帯内の国保加入者が65歳以上74歳未満。
- ③ 世帯主が年額18万円以上の年金を受給している。
- ④ 世帯主に係る国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金額の2分の1を超えない。

○納付時期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
普通徴収				●	●	●
特別徴収	○		○		○	
仮徴収						
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	●	●	●	●	●	
特別徴収	◎		◎		◎	
本徴収						

国民健康保険税の滞納について

国保税を滞納すると次のような措置がとられます。

- ① 納付期限を過ぎると督促を受けたり、延滞金が加算される場合があります。
- ② 更に滞納が続くと、有効期間の短い短期被保険者証(※1)が交付され、財産差押え等の滞納処分に伴う調査等に着手される場合があります。
- ③ 納期限から1年が過ぎると短期被保険者証の代わりに、被保険者資格証明書(※2)が交付される場合があります、その際にかかった医療費はいったん全額自己負担となります。
- ④ 納期限から1年半が過ぎると療養費、高額療養費、葬祭費などの国民健康保険の給付が全部、または一部が差し止められます。
- ⑤ それでも納付がない場合は、差し止められた保険給付から滞納している国保税に充てられる場合があります。

※1 短期被保険者証

国民健康保険の給付を受けることはできませんが、使用期限が短期間で定められており、保険証の定期更新を役場窓口で受けることとなります。

※2 被保険者資格証明書

国民健康保険の被保険者の資格があることを証明するだけで、保険証とは異なります。

加入、脱退には必ず届出を

加入の届出が遅れると、その間の医療費が全額自己負担になり、国保税についてはさかのぼって課税されます。

また、職場の健康保険に加入した時など、国民健康保険を脱退する時も手続きが必要となります。届出が遅れると、本来支払う必要のない国保税が課税されてしまいます。

加入している健康保険に異動があった場合は、14日以内に届出をお願いします。

退職者医療制度について

65歳未満で国保に加入している人のうち、厚生年金や共済年金に20年以上、もしくは40歳以降に10年以上加入して年金を受給している方は、「退職者医療制度」で医療を受けることとなります。医療機関受診時の自己負担割合は一般の国保と同様です。

該当する方は、年金証書を持参のうえお手続きください。

	こんな時は手続きを	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	勤務先の健康保険をやめた時	印鑑、勤務先の健康保険をやめた証明書
	勤務先の健康保険の被扶養者でなくなった時	印鑑、被扶養者でなくなった事が分かる証明書
	子供が産まれた時	印鑑
	生活保護を受けなくなった時	印鑑、保護廃止決定通知
国保をやめるとき	他の市町村に転出する時	印鑑、保険証
	勤務先の健康保険に加入した時	印鑑、国民健康保険と勤務先の健康保険の両方の保険証
	勤務先の健康保険の被扶養者になった時	印鑑、保険証(世帯主死亡の場合は世帯全員の保険証)、死亡を証明するもの
	死亡した時	印鑑、保険証、厚生・共済年金証書
	生活保護を受け始めた時	印鑑、保険証、保護開始決定通知書
その他	退職者医療制度の対象となった時	印鑑、保険証
	町内で住所が変わった時	印鑑、保険証
	世帯主や氏名が変わった時	印鑑、保険証

○お問い合わせ

町民税務課(資格) 町民G
 (国保税) 税務G
 ☎(84)(84) 1965
 ☎(84)(84) 1966



東京 埼玉 茨城 の道

2014.6.1(日)
6:30 START

ごかりん
柴又まで応援に
行きました。



町長スターター!

6月1日、柴又100Kが開催され東京都葛飾区の柴又公園をスタート、江戸川沿いの土手を北上し五霞町(55km地点)で折り返し柴又公園に戻るコースとなっています。五霞町の折り返し地点には、ランナーが食事や休憩ができる「五霞町レストステーション」が設置されました。



小学生100人×1kmリレー

コース上の各自治体を代表する小学生が1kmずつタスキを繋ぎました。



五霞町レストステーション

当日は、五霞中学校からボランティアさんお手伝い! ひえひえの五霞町産野菜を提供しました。道の駅ごかからは、冷やしうどんの配布もあり、どちらも大人気でした。



五霞町から3名の選手が参加!

ランナーが元気になって、楽しんで、喜んで、気持ちよく走れるよう最高のおもてなしができるよう、また、五霞町が思いやりのある素敵なまちであることを感じてもらえるように、「柴又100Kおもてなし隊」「ごかりん応援隊」「中学生ボランティア」が参加し、レストステーションを盛り上げました。
みなさん沿道での心のこもった声援ありがとうございました。



齊藤直春氏が端宝単光章を受章されました

4月29日、前五霞町消防団団長 齊藤直春氏が端宝単光章を受章されました。

齊藤氏は、昭和43年1月1日、五霞村消防団第13分団団員として入団以来、団員を6年、分団長8年、副団長を17年余勤め、平成14年3月から団長を8年勤めました。在任中は、郷土愛護の精神と身の危険をかえりみず消防活動にご尽力いただきました。

また、長年の豊富な消防知識と経験を生かし、複雑多岐にわたる消防業務への対応や団員の消防技術の向上、近代消防の基盤確立に貢献いただきました。

これらの多くの功績が認められこのたびの受章となりました。今後、さらなるご活躍を期待いたします。



ごみゼロの日 〜環境美化運動〜



環境美化運動の日（ごみゼロの日）に併せて、5月25日、町内全域において環境美化運動が実施されました。

当日は、道路などに捨てられたごみを拾い、約3,830kgのごみが回収されました。

この回収量は昨年度よりも320kg減少しており、環境に対する意識の向上がうかがえました。

ポイ捨てされないきれいな町を目指し、普段から環境美化に努めましょう。

教育長に遠乗功氏が再任

第2回定例会（6月議会）において、遠乗功氏が町教育委員に再任されました。その後6月18日に開催された町臨時教育委員会において委員の互選により教育長に任命されました。

遠乗功教育長は、昭和36年4月に教職に就かれ、この間、昭和62年4月からは五霞西小学校の教頭を1年間、平成3年4月からは同小学校長として2年間勤務され、平成11年3月に境第一中学校校長として退職されました。

退職されてからは、本町の学校教育指導員として3年間、平成14年6月からは町教育長として3期12年の長きにわたり、本町教育の発展に多大なるご尽力をいただいております。

また、五霞町教育長という要職を持つ傍ら、平成23年10月からは茨城県町村教育長会会長、平成26年4月からは全国町村教育長会副会長の職を歴任されております。



茨城むつみ農業協同組合五霞支店からサツマイモの苗の寄贈がありました



5月29日、茨城むつみ農業協同組合五霞支店から、「児童の総合的な学習の時間や理科の学習に役立ててもらいたい」と、東・西小学校に対して、800本のサツマイモの苗の寄贈がありました。ご厚意に対し、厚くお礼申し上げます。

寄贈を受け学校では、秋の収穫に向けて、苗の植えつけを行いま



交通安全子ども自転車境地 区大会が行われました

6月10日、坂東市総合体育館において、交通安全子ども自転車境地大会が開催され、境警察署管内の小学校から6チームが出場し、当町からは西小学校から2チーム出場しました。

当日は、交通安全に関する筆記試験と自転車の実技試験が行われました。

結果は、2チームとも、惜しくも入賞することはできませんでしたが、大会に向け一生懸命練習した成果を発揮し、素晴らしい実技を行っていました。



交通安全教室が 開催されました



6月17日、東西小学校交通公園において、境地区交通安全協会五霞支部・五霞町交通安全母の会・境警察署の協力による交通安全教室が開催されました。

境警察署交通課署員による交通安全講話では、交通事故に遭わないための安全な通行についての説明を受け、実技指導では1年生から3年生は「正しい歩行の仕方」を、4年生から6年生は「正しい自転車の乗り方」を交通安全講話及び実技指導で学びました。

また、ダミー人形を使用しての衝突実験を行うことにより、交通事故の悲惨さを改めて認識し、より一層交通安全に対する意識が深まりました。

児童が毎日安全に登下校できるよう、みなさまのご指導・ご協力をお願いします。

第7回さつき展が開催されました



5月30日から6月1日までの3日間、道の駅「こか」情報館前において、文化協会加盟団体 五霞町さつき会主催の第7回五霞町さつき展が盛大に開催されました。町内と近隣市町のさつき愛好家のみなさんが、丹精込めて育てたさつきが数多く出展されました。来場者のみなさんは、色とりどりの花を咲かせたさつきに足を止め、楽しい時間を過ごしていました。



五霞町商工会青年部による 美化運動が実施されました

6月14日、五霞町商工会青年部による環境美化運動が実施されました。

この運動は、青年部と地域における絆を確認するとともに、今後さらに強化していくこと等を目的として全国の商工会青年部員が同日・同時刻に様々な運動を実施したものです。当町では、国道4号線跨道橋下に捨てられた可燃ごみやびん及び缶類等のごみを収集しました。

環境美化に関する運動を実施することにより、ポイ捨てされないうきれいな町を目指しましょう。



まち・体育協会関係大会結果

第34回(春)町民ソフトボール大会

○期日 5月11日・18日・25日
○場所 中学校野球グラウンド
原宿台運動公園
丸池台球場

○結果 優勝 原宿台Bチーム
準優勝 土与部チーム
第3位 原宿台Aチーム
小福田チーム



第35回五霞町GB連合会

ゲートボール絆大会
○期日 5月29日
○場所 ごかみずべ公園

○参加 6チーム
○結果 優勝 原宿台チーム
準優勝 宮前Aチーム
第3位 和光会Aチーム



寄附がありました

6月5日、古河地区危険物安全協会(会長 齊藤一恵氏)から87,700円の寄附がありました。御厚志に対し厚く御礼申し上げます。



これからの予定

ほたるを見に行こう!

五霞町商工会青年部は、町内の子ども達にほたるを見てもらいたいとの思いから、左記のとおりほたる観賞会を実施します。

当日は、打魂響心による太鼓演奏などを予定しています。1人でも多くの皆様に、ほたるを見て夏のひと時を楽しんでいただきたいと思ひます。

また、当日は夜間のイベントとなりますので、安全には十分ご注意のうえ、必ず保護者同伴でのご来場をお願いします。

○日時 7月5日(土)

午後6時30分から ※雨天決行

○場所 ごかみずべ公園

○駐車場



※駐車場には限りがありますのでご注意ください。

○お問い合わせ

五霞町商工会青年部
☎(84)0777

さかいふるさと祭り(花火大会)開催に伴う駐車場の開放について (産業課)

境町で開催される「さかいふるさと祭り(花火大会)」に合わせて、山王スーパー堤防の駐車場を開放します。

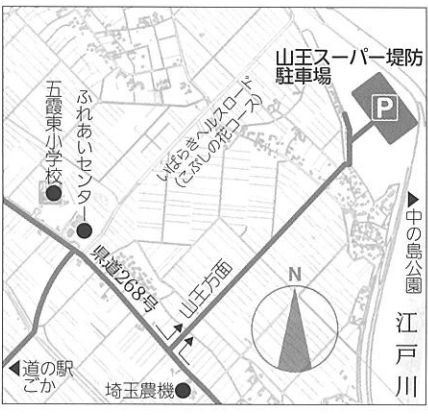
○日時 7月21日(月)

午後6時 駐車場開放
午後7時30分 花火打上げ

※雨天の場合は翌日順延

○開放場所 山王スーパー堤防駐車場(200台程度)

○その他 駐車の際は係員の指示に従ってください。



○お問い合わせ

・実施の有無に関する事
境町観光協会 ☎(81)1319

・駐車場に関する事
産業課 地域振興G

☎(84)2582 (直通)

児童館 こどもの ひろば

7月の行事予定

●西児童館 ☎(84)2321

●避難訓練 1日(火)

●ちびっこ広場 4日(金)

●星に願いを！ 7日(月)

●手作りクッキング 10日(木)

●魚つり大会 17日(木)

●そうめん流し 19日(土)

(母親クラブ主催)

●南児童館 ☎(84)3456

●たなばた 7日(月)

●ママといっしょ 10日(木)

●みんなでクッキング 14日(月)

●プールで遊ぼう 24日(木)

●ドッジボール大会 29日(火)



紙飛行機を作ろう



5月12日、南児童館において「紙飛行機を作ろう」を行いました。長方形の紙で飛行機とやり飛行機の2種類を折りました。翼のバランスを考えながらみんな真剣に折りました。

紙飛行機が出来上がると、プレイルームに移動して「よういスタート」の掛け声に合わせて一斉に飛ばすと、勢いよくヒューと気持ちよく飛んでいきました。飛ばし方もいろいろ工夫しながら、何回も楽しんでいました。

のんびり鬼ごっこ



5月12日、西児童館では「のんびり鬼ごっこ」という走つてはいけない鬼ごっこを行いました。初めにルールを説明すると「えー、走らないの」「急いで歩くのはいいの」と言う声が子ども達からあがりました。

最初の鬼は2人1組からはじまり、急ぎ足で友達を追いかけてタッチします。タッチされた子は鬼と手をつないで次の子を追いかけます。誰を追いかけるか相談しておかないとお互いが違う方向に行ってしまうます。みんな、キャーキャー言いながら友達を追いかけていました。

思いやりの心で明るい社会を

「あなた」メッセージを 「わたし」メッセージへ

五霞西小学校

児童に「家の人から言われて嫌な気分になる言葉」についてアンケートをとりました。これらの言葉はあなたを主語とするもので、「あなたは、何ぐずぐずしてるの！」などになっていきます。

すく、相手も考えることができ、言葉のキャッチボールをすることができます。

また、「わたし」メッセージにすることで、やる気を引き出す言葉かけをする言葉に変わります。

「すこいね」「えらいね。」
↓「ありがとう」「うれしいよ。」
「たすかるよ。」等です。

問題 次の言葉を勇気づけをする言葉にしてみましょう。

①今日のテスト100点だったよ。えらいね。

↓そんなに喜んだ顔をみるとこっちがうれしくなっちゃうな。

②子どもと一緒に料理を作った場面で料理やればできるじゃん。

↓〇〇に手伝ってもらって助かった、ありがとう

勇気づけをしてみましょう 「ありがとう」「うれしいよ」「たすかるよ」

① お母さ～ん、今日のテスト100点だったよ

えらいね、すごいじゃんやれば、できるじゃん
昨日も、遅くまで頑張ってた姿もすごく嬉しかったよ。
結果よりも、その過程に目を向けて、こえをかけてあげる。
○ちゃんの喜ぶ顔、お母さんも嬉しくなっちゃうなあ。

② お母さ～ん、今日シュート決めたよ

えらいね、すごいじゃんやれば、できるじゃん
やったねえ。○ちゃんの喜んでいるのを見ると、私も嬉しいよ。

今日は子どもと一緒に夕食を作りました。
共に喜ぶ姿 お友達を保健室に連れて行ってあげたよ。

家の人から言われて嫌な気分になる言葉

- ①まだ〇〇していないの!?!?
- ②いつまでやっているの?
- ③そんなことより勉強やったの
- ④何回言えば、分かるの?!

西小学校はあたたかい言葉で明るく・元気で・ねばり強い児童の育成を目指します。